

物 品 売 買 契 約 書 (案)

契約担当官北海道警察会計担当官（登録番号 T8000012050001）（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 品 名 金地金
- 2 数 量 995.76 g
- 3 規 格 純度99.99% 延べ板状
- 4 売 買 代 金 ¥ . -
(うち消費税額及び地方消費税額¥ . -、消費税率10%とする。)
- 5 引 取 期 限 売買代金の納付を確認した日から30日以内
- 6 引 渡 場 所 北海道警察本部総務部会計課
- 7 契 約 保 証 金 免除する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・規格の物品（以下単に「物品」という。）を売り渡す。

- 2 売買代金は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、売買代金を変更することができる。

(売買代金の支払)

第2条 乙は、歳入徴収官北海道警察会計担当官の発行する納入告知書により、指定納付期限までに売買代金を納付しなければならない。

(物品の引渡し)

第3条 乙は、物品の引取りにあたっては、前条により納付した売買代金の領収証書を甲に提示し、引取期限までに引取りを完了しなければならない。

- 2 引取りが完了したとき、乙は、物品管理官北海道警察本部長宛に受領書を提出する。
- 3 この契約に要する費用及び物品の引取りに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、乙が物品管理官北海道警察本部長に受領書を提出したときをもって物品管理官北海道警察本部長から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第5条 物品の引渡し完了前に生じた物品の滅失、き損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第6条 乙は、甲の指定する納付期限内に売買代金を納付することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び納付見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査のうえ納付期限後に納付す

る見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納付期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第7条 甲は、自己の都合により、売買代金が納付されるまでの間、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

- ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

- ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合

- ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 乙が第8条第1項に該当する場合

(3) 乙が第15条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条に該当する場合

(4) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を乙より徴収する。

- 5 甲は、第3項第4号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第8条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規程による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否にかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として売買代金の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の売買代金の100分の10に相当する額のほか、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第2項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第10条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第7条第4項、第9条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第7条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）、又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、売買代金の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第13条 この契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、札幌地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第14条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第15条 暴力団排除に関する条項については、別紙「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第16条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進
・連絡会議決定)」を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第17条 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書が抵触する場合は、仕様書が優先
する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を
保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当官
北海道警察会計担当官
友 井 昌 宏

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

(損害賠償等)

第4条 甲は、第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。